

～みんなで考えよう～

# 空き家 に関すること

問 環境共生課市民生活窓口班 (☎ 73-2115)

**空き家は早めの対策が  
重要ですよ！**

空き家の取得は、相続による方が半数を占めます。相続した不動産をどう管理していくかを考えるのは大変なことで、ついつい先延ばしにしてしまいがちです。しかし、家屋などの不動産は、管理を怠ると早々に傷んでしまい、いざ活用したいときには再利用が難しい状況になっていくこともあります。面倒なことと思わず、今後の管理方法を早めに検討しましょう。

不動産の相続は、相続する側と相続を受ける側双方が納得した形で進

めることが重要です。活用、売却、解体など方法はさまざまですが、相続を受ける側が希望することをきちんと確認しておきましょう。

お困りの際は、一人で悩まず市にぜひご相談ください。早めの対策が将来のリスクを軽減します。

**降雪前に連絡体制を整えましょう**

まもなく降雪期が到来します。空き家に関することでは、空き家からの落雪による生活への影響を心配する声や現に落雪により道路や隣家に被害が及んでいるといった苦情相談が市に多数寄せられます。

空き家の所有者が遠方にいる場合、冬期間、定期的に空き家の見回りをすることは困難であり、現地でなければ雪下ろしのタイミングも分かりづらいものです。近隣や親戚などに連絡先を伝え、雪下ろしの適切なタイミングを教えてもらえ体制を整えておきましょう。みんなが安心して降雪期を過ごせるようお互いに協力しましょう。

## 年金生活者支援給付金の申請はお済みですか



年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

対象者には、9月初旬より日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが送付されています(左上の封筒)。

同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に氏名と電話番号を記入し、切手を貼って**令和6年1月4日(木)**までポストに投函してください。

### 支給対象

◆以下の全てに該当する65歳以上の老齢基礎年金の受給者

- ・同一世帯全員が市町村民税非課税である
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

◆前年の所得が約472万円以下の障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者



**日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください**

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を尋ねたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金の請求でお困りの際は、専用ダイヤルにお電話ください。

給付金専用ダイヤル (ナビダイヤル) ☎ **0570-05-4092**



年金給付金

検索

問 市民課国保年金班 (☎ 55-8164)